

米子市小規模修繕工事等希望者登録要領の一部を改正する要領

米子市小規模修繕工事等希望者登録要領（平成17年12月29日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 [省略]</p> <p>2 小規模修繕工事等の範囲 小規模修繕工事等は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもので、1件の予定価格が<u>50万円以下</u>のものとする。</p> <p>3 [省略]</p> <p>4 登録の申請 (1)~(4) [省略] (5) 受付場所 米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部<u>契約検査課</u></p>	<p>1 [省略]</p> <p>2 小規模修繕工事等の範囲 小規模修繕工事等は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもので、1件の予定価格が<u>30万円以下</u>のものとする。</p> <p>3 [省略]</p> <p>4 登録の申請 (1)~(4) [省略] (5) 受付場所 米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部<u>入札契約課</u></p>
備考 表中の [] の記載は、注記である。	

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。